

1 議 事 日 程

〔令和8年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和8年6月12日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第39号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委 員 長	長谷川 公 成 議員	副委員長	タコスキッド 議員
〃	瀬 筒 義 久 議員	〃	川 口 親 丸 議員
〃	原 田 久美子 議員	〃	小 畠 真由美 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市民生活部長	友 添 浩 一	健康福祉部長	大 谷 賢 治
健康福祉部理事 (子ども担当)	添 田 朱 実	市 民 課 長	白 石 康 子
税 務 課 長	鍋 島 順 一	納 税 課 長	竹 原 史 晃
環 境 課 長	平 嶋 香代子	人事政策課長兼 人権センター所長	大 山 清 敬
国保年金課長	田 上 真 也	福 祉 課 長	山 崎 崇
介護保険課長	柳 谷 雅 子	高齢者支援課長	今 村 江利子
保育児童課長	竹 浦 俊 晴	ごじょう保育所長	木 村 康 子
元気づくり課長	淵 上 恵 子	子育て支援課長	松 尾 克 己
生活支援課生活支援係長	松 本 透		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	杉 山 知 大	議 事 課 長	花 田 敏 浩
議事課庶務係長	大 塚 春 菜	書 記	陣 内 成 美

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（長谷川公成委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第39号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○委員長（長谷川公成委員） 日程第1、議案第39号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（鍋島順一） おはようございます。

議案第39号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書は26ページから33ページ、条例改正新旧対照表は43ページから52ページでございます。

今回の改正は、令和8年度税制改正等により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容につきましては、高額所得者におけるふるさと納税の寄附金税額控除の上限設定、市県民税の賦課に要する公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲の拡大、固定資産税の免税点の引上げなど、関係規定を見直すものです。

それでは、条例改正新旧対照表の43ページをご覧ください。

まず、第34条の7（寄附金税額控除）ですが、関連がありますので、48ページ、49ページの附則第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）、附則第9条の2（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）を併せてご覧ください。

寄附金税額控除は、控除対象となる寄附金額の2,000円を超える部分について、一定の計算式で計算した特例控除額を基本控除額に加算した額が、市県民税の寄附金税額控除額として控除されます。

その特例控除額の控除限度額は、市県民税の所得割額の2割とされております。

地方税法の改正により、特にふるさと納税に関して、高額所得者における特例控除額に、市民税で115万8,000円、県民税で77万2,000円、合計で193万円の定額の上限が追加され、令和9年寄附分から適用されます。

また、税制改正により、防衛特別所得税の創設、復興特別所得税の税率引下げ等が実施されたことに伴い、地方税法の寄附金税額控除関係条文が改正されております。

これらの改正に伴い、市民税に関して市税条例の関係規定を整備するものです。

ただいま、ご説明いたしました第34条の7、附則第7条の4及び附則第9条の2の改正については、令和10年1月1日の施行でございます。

次に、45ページをご覧ください。

第36条の3の3（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）ですが、市県民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲は、所得税において源泉徴収の対象となる公的年金等を有する者等とされており、それ以外は申告書の提出が不要となっております。

しかし、所得税と市県民税の課税ベースが異なるため、市県民税の賦課決定に必要である配偶者、扶養親族の情報が得られない場合が生じ得ます。

今回の改正では、所得税における扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、市県民税において必要な情報が得られるよう、市県民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大するものです。

この改正に関連して、43ページの第36条の2（市民税の申告）及び44ページの第36条の3の2（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）の改正は、項ずれ等の関係規定を整備しております。

ただいま、説明いたしました第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正については、令和9年1月1日の施行でございます。

次に、48ページをご覧ください。

第63条（固定資産税の免税点）ですが、物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税の免税点が見直されております。

家屋に係る免税点を現行の20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を現行の150万円から180万円にそれぞれ引き上げる改正を行うものです。

なお、土地に係る免税点については、平成3年と比較した場合、地価が下落していることから据置きとされております。

この第63条の改正については、令和9年4月1日の施行でございます。

次に、附則第6条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）ですが、一般にセルフメディケーション税制と呼ばれるもので、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者、その他の親族のために、1万2,000円を超えるスイッチO T C医薬品等を購入した場合に、通常の医療費控除との選択適用を受けることができます。

この制度は令和9年度までの時限措置でしたが、地方税法の改正により、スイッチO T C医薬品の購入に係るものは適用期限が撤廃され、それ以外の医薬品の購入に係るものは適用期限が5年間延長されました。

これに伴い、今回の条例改正においては、セルフメディケーション税制の適用期限を撤廃するように改正するものです。

次に、附則第7条の3（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）ですが、今回の税制改正により、その適用期限が令和7年12月末から5年間延長され、令和12年12月末までとされました。

これに伴い、市民税においても、適用期限を5年延長し令和12年までとし、その適用期間を令和25年度までと改正するものです。

ただいま、ご説明いたしました、附則第6条及び附則第7条の3の改正については、令和9年1月1日の施行でございます。

次に、49ページをご覧ください。

附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）ですが、所有期間5年を超える土地を、優良な住宅地造成や公共施設整備などの目的で譲渡した場合、譲渡所得2,000万円以下の分に対する市民税の税率が通常より軽減される制度となります。

今回の税制改正では、譲渡した土地等が、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、または浸水被害防止区域内にある場合には、本特例の適用ができないこととされたため、関係規定を整備するものです。

ただいま説明いたしました附則第17条の2の改正については、令和10年1月1日の施行でございます。

次に、50ページをご覧ください。

附則第19条の3（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）ですが、現行制度では、暗号資産の取引で生じた利益は、事業所得や雑所得として、他の所得と合算する総合課税方式となっております。

金融庁は、暗号資産の取引に係る規制を「資金決済に関する法律」から「金融商品取引法」に移管する法律改正を行うこととされております。

この改正を踏まえ、地方税法においては、金融商品取引法が規定する、暗号資産取引事業者との取引において、暗号資産を譲渡した場合に発生する事業所得、譲渡所得、雑所得を、他の所得から分離した申告分離課税方式となるため、関係条文を追加するものです。

併せて、48ページの附則第7条の4については、関係規定として、附則第19条の3の条文追加に伴う関係部分を整備しております。

ただいま、説明いたしました附則第19条の3及び附則第7条の4の関係する部分の改正については、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日の属する年の翌々年の1月1日の施行でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

川口委員。

○委員（川口親丸委員） ご説明ありがとうございました。

固定資産税の免税点のところについてちょっと質問なんですけれども。

○委員長（長谷川公成委員） ページ数を言ってもらっていいですか。

○委員（川口親丸委員） 失礼いたしました。条例の改正新旧対照表だと47ページの一番下ですね、固定資産税の免税点で、次の48ページにかかっていると思うんですけれども、基本的には、家屋であったり償却資産について引き上げると、固定資産税がかからない枠が広がるってということだと思うんですけれども、これで新たに課税対象外になる対象数であったり、減収の見込額などが分かっていたら教えてください。

○委員長（長谷川公成委員） 税務課長。

○税務課長（鍋島順一） 令和8年度の課税状況で見ますと、固定資産税の家屋においては、12万円ほどの減収となります。

償却資産では130万円ほどの減収となりますが、法施行が令和9年4月1日であり、令和9年度は評価替えの年でもありますことから、来年度の課税については、その影響は少なくなると見込んでおります。

以上です。

○委員長（長谷川公成委員） よろしいですかね。

ほかに質疑。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 46ページなんですけれども、現行のほうでは、（4）までありますけれども、改正案は（5）までになりました。この改正案の（2）は追加という形で理解してよろしいですか。

○委員長（長谷川公成委員） 税務課長。

○税務課長（鍋島順一） そのとおりでございます。

○委員長（長谷川公成委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） それと、46ページ、（3）に特定親族と書いてありますけども、これは何歳から何歳とかいうのがあるんですかね。親族とはどういうふうなものかちょっと教えてください。

○委員長（長谷川公成委員） 税務課長。

○税務課長（鍋島順一） ご質問の範囲とは、どのような方が親族の適用範囲になるかということでしょうか。

特定親族というのはですね、年齢としては22歳までだと思いますけれども、16歳未満の方は扶養親族としてなりますけれども、それ以上の方になりますので、16歳から22歳までだったと思います。

確認して、すみません。およそそういうふうな、親族とは別のものとして取り扱っているも

のです。

以上です。

○委員長（長谷川公成委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 扶養親族ということで、16歳未満というのはもうここに書いてあるから分かるんですけど、私が調べたところでは、特定親族というのは19歳から23歳までっていうことで、ちょっと調べたところがそうだったんですよ。そしたら、その16歳未満だから、16歳以降の17、18の高校生に当たる人たちは、どういうふうな親族になるのかなと思って、ちょっとそこをお聞きしたかったんですよ。私の調べが悪かったら撤回しますが、一応。

○委員長（長谷川公成委員） 税務課長。

○税務課長（鍋島順一） すみません、私のほうがちょっと説明を間違えまして、委員がおっしゃるとおりですね、特定親族というのは、19歳以上、23歳未満の方になります。で、その間の方についてのことをおっしゃっているかとは思いますが、こちらの税制については、扶養親族もしくは特定親族については、その年齢の方が該当になりますということになりますので、そのほかの方については、一般扶養という形で申告ができるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（長谷川公成委員） 全員挙手です。

したがって、議案第39号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（長谷川公成委員） 以上で、当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（長谷川公成委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につ

きましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(長谷川公成委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(長谷川公成委員) これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。  
お疲れさまでした。

閉会 午前10時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年8月19日

環境厚生常任委員会 委員長 長谷川 公 成